

テ此等ノ規定ニ掲タル行為ヲ為シタル者

二 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十九条第二項ノ規定ニ違反シタル者

三 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第四十二条第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル報告若ハ資料ノ提出ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ報告若ハ資料ノ提出ヲ為シタル者

四 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第四十二条第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ對シテ答弁ヲ為サズ、若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ、又ハ此等ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨げ、若ハ忌避シタル者

五 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第一百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第九十六条ニ於テ準用スル信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又ハ第四号ノ規定ニ違反シテ此等ノ規定ニ掲タル行為ヲ為シタル者

六 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第一百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第九十八条第一項ノ規定ニ依ル報告書ノ提出ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ報告書ヲ提出シタル者

七 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第一百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第一百条第一項ノ規

定ニ依ル報告若ハ資料ノ提出ヲ為サズ、又ハ虚偽ノ報告若ハ資料ノ提出ヲ為シタル者

八 第四条第三項ニ於テ準用スル信託業法第百五条第二項ノ規定ニ依リ適用スル同法第百条第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁ヲ為サズ、若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ、又ハ此ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ、若ハ忌避シタル者

九 第八条ノ規定ニ依ル業務報告書ノ提出ヲ為サズ、又ハ之ニ記載スベキ事項ニシテ重要ナル事項ヲ記載セズ、若ハ重要ナル事項ニ付不実ノ記載ヲ為シタル者

第十二条 次ノ各号ノ一二該当スル者ハ一年以下ノ懲役若ハ百万円以下ノ罰金ニ処シ、又ハ之ヲ併科ス
一 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第十一條第五項ノ規定ニ違反シテ信託業務ヲ開始シタル者

二 第五条ノ規定ニ違反シテ認可ヲ受ケズシテ業務ノ内容又ハ方法ヲ変更シタル者

第十三条 次ノ各号ノ一二該当スル者ハ六月以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ、又ハ之ヲ併科ス
一 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第十一條第八項ノ規定ニ違反シテ供託ヲ為サザル者

二 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十六条第一項ノ規定ニ依ル書面ヲ交付セズ、又ハ虚偽ノ

書面ヲ交付シタル者

三 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十七条第一項ノ規定ニ依ル報告書ヲ交付セズ、又ハ虚偽ノ記載ヲ為シタル報告書ヲ交付シタル者

四 第四条第一項ニ於テ準用スル信託業法第二十九条第三項ノ規定ニ依ル書面ヲ交付セズ、又ハ虚偽ノ書面ヲ交付シタル者

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 新兼営法第四条第一項において準用する新信託業法第二十二条第一項第一号、第二十五条（第二十六条第一項第七号に掲げる事項に限る。）、第二十六条第一項第七号及び第二十九条第一項の規定は、旧兼営法第五条ノ三に規定する定型的信託契約に係る約款（以下この条において「定型的信託約款」という。）に基づく信託契約による信託の引受けについては、附則第七条第一項及び第二項の規定にかかるらず、施行日から起算して六月を経過した日から適用する。

2 新兼営法第四条第一項において準用する新信託業法第二十七条及び第二十九条第三項の規定は、施行日前の定型的信託約款に基づく信託契約による信託の引受けについては、附則第七条第二項及び第三項の規定にかかるらず、施行日から起算して三年を経過した日以後に計算期間を開始する信託財産について適用

する。

- 3 新兼営法第四条第一項の規定により適用する新信託業法第七十六条において準用する新信託業法第二十
五条（第二十六条第一項第七号に掲げる事項に限る。）の規定は、定型的信託約款に基づく信託契約の締
結の代理又は媒介については、附則第七条第五項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過し
た日から適用する。

- 4 この法律の施行の際現に旧兼営法第五条第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けて設置されてい
る信託業務に係る代理店は、施行日において当該代理店に係る金融機関を新兼営法第四条第二項の規定に
より適用する新信託業法第六十七条第二項に規定する所属信託兼営金融機関として新信託業法第六十七条
第一項の内閣総理大臣の登録を受けたものとみなす。

- 5 前項の規定により新信託業法第六十七条第一項の登録を受けたものとみなされる者は、施行日から起算
して三月以内に新信託業法第六十八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲
げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 6 内閣総理大臣は、前項に規定する書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新信託業法第六十

八条第一項各号に掲げる事項及び新信託業法第六十九条第一項第二号に掲げる事項を信託契約代理店登録簿に登録するものとする。

7 この法律の施行の際現に銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）第十条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた同項の金融機関が営む信託業務に対する新兼営法の適用については、新兼営法第一条第一項中「業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）とあるのは、「業務（」とする。

（農業協同組合法の一部改正）

第十七条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二十四項中「信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三条第二項ただし書」を「信託業法（平成十六年法律第　　号）第十四条第二項ただし書」に改める。

第十一條の十八第一項第一号中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務」を「信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。第四号において同じ。）」に改め、同項中第三号を削り、第五号を第七号とし、第四号を

第六号とし、第一号の二を第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 四 信託業法第一條第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら當るもの（次項第六号において「信託専門会社」という。）

五 従属業務又は金融関連業務を専ら當む会社（従属業務を當む会社にあつては主として当該農業協同組合連合会の行う事業又はその子会社の當む業務のためにその業務を當んでいるものに限るものとし、金融関連業務を當む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも當むもの 当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該農業協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

口 証券専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 信託専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該農業協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

第十一條の十八第二項を次のように改める。

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 従属業務 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の行う事業又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の當む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの
- 二 金融関連業務 第十条第一項第二号若しくは第三号の事業、証券業又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第四号において同じ。）に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

四 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

五 証券子会社等 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会

社

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

六 信託子会社等 第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である次に掲げる会
社

イ 前項第一号に掲げる銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）

ロ 信託専門会社

ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該農業協同組合連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

第十一条の十八第四項中「から第三号まで又は第五号」を「から第五号まで又は第七号」に、「第二項第三号」を「第二項第一号」に改め、同条第九項第一号中「第一項第三号又は第四号」を「第一項第五号又は第六号」に改め、同条第十項中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

農業協同組合連合会が第十条第八項の規定により同項に規定する信託業務に係る事業を行う場合における第一項第五号の規定の適用については、同号イ及びハ中「当該農業協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会又はその子会社」とあるのは、「当該農業協同組合連合会又はその信託子会社等が合算して、当該農業協同組合連合会の子会社」とする。

第十一条の十九第一項中「及び第一号」を「から第四号まで」に、「同条第二項第四号」を「同条第二項第一号」に、「同項第一号に掲げる証券専門関連業務を営む会社にあつては、当該農業協同組合連合会の証券子会社等（同項第一号に掲げる証券子会社等をいう。以下この項において同じ。）が合算して有す

る当該会社の議決権の数が、当該農業協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して有する当該会社の議決権の数を超えるものに限る。）並びに同条第一項第五号」を「同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）及び同条第一項第七号」に改める。

第十二条第一項第三号中「並びに」を「及び」に、「に掲げる銀行、証券専門会社及び証券仲介専門会社」を「から第四号までに掲げる会社」に改める。

第五十条第一項中「銀行」を「金融機関」に改める。

（農業災害補償法の一部改正）

第十八条 農業災害補償法（昭和二十二年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

（証券取引法の一部改正）

第十九条 証券取引法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号及び第八項、第二十七条の二第四項、第二十七条の二十六第一項並びに第二十七条

の二十八第三項中「、信託会社」を削る。

第二十八条の四第一項第七号中「、特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）」を削る。

第三十二条第三項、第五項及び第六項中「、信託会社」を削る。

第三十四条第二項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とする。

第四十条第一項、第五十四条第一項第四号、第六十五条第一項及び第二項、第六十五条の二第一項、第

三項及び第九項、第六十五条の三、第六十六条の二並びに第二百一条第二項中「、信託会社」を削る。

（証券取引法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない株式会社については、前条の規定による改正後の証券取引法（以下この条において「新証券取引法」という。）第二十八条の四第一項第七号に該当する者とみなす。

2 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令に

よる刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者については、新証券取引法第二十八条の四第一項第九号トに該当する者とみなす。
3 旧特定債権法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人については、新証券取引法第二十八条の四第一項第十一号ロに該当する者とみなす。

(政治資金規正法の一部改正)

第二十一条 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の三第三号中「信託業務を営む銀行又は信託会社」を「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関」に改める。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第二十二条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(医療法の一部改正)

第二十三条 医療法（昭和二十二年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第三項中「銀行」を「金融機関」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)

第二十四条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

第八十七条の三第一項中第三号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第一号の二を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第二項に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら 営むもの（次項第六号において「信託専門会社」という。）

五 従属業務又は金融関連業務を専ら當む会社（従属業務を當む会社にあつては主として当該連合会の 行う事業又はその子会社の當む業務のためにその業務を當んでいるものに限るものとし、金融関連業 務を當む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞ

れ限るものとする。)

イ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの 当該会社の議決権について、当該連合会の証券子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ロ 証券専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該連合会の証券子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 信託専門関連業務を営むもの（イに掲げるものを除く。） 当該会社の議決権について、当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社（信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

第八十七条の二第二項を次のように改める。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の行う事業又は前項第一号から第四号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として主務省令で定めるもの

二 金融関連業務 第八十七条第一項第二号若しくは第四号の事業、証券業又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をいう。第四号において同じ。）に付随し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

四 信託専門関連業務 専ら信託業に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

五 証券子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

六 信託子会社等 第八十七条第一項第四号の事業を行う連合会の子会社である次に掲げる会社

イ 前項第一号に掲げる銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）

口 信託専門会社

ハ イ又は口に掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社

二 その他の会社であつて、当該連合会の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち主務省令で定めるもの

第八十七条の三第四項中「から第三号まで又は第五号」を「から第五号まで又は第七号」に、「第二項第三号」を「第二項第一号」に改め、同条第九項第一号中「第一項第三号又は第四号」を「第一項第五号又は第六号」に改め、同条第十項中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

11 連合会が第八十七条第六項の規定により信託業務に係る事業を行う場合における第一項第五号の規定の適用については、同号イ及びハ中「当該連合会の信託子会社等が合算して、当該連合会又はその子会社」とあるのは、「当該連合会又はその信託子会社等が合算して、当該連合会の子会社」とする。

第八十七条の四第一項中「及び第一号」を「から第四号まで」に、「同条第一項第四号」を「同条第一

項第二号」に、「同項第一号に掲げる証券専門関連業務を営む会社にあつては、当該連合会の証券子会社等（同項第二号に掲げる証券子会社等をいう。以下この項において同じ。）が合算して有する当該会社の議決権の数が、当該連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して有する当該会社の議決権の数を超えるものに限る。）並びに同条第一項第五号」を「同号に掲げる金融関連業務を営む会社であつて同条第一項第五号イからハまでに掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。」及び同条第一項第七号」に改める。

第一百条第一項中「第二項第二号及び第三号」を「第二項第一号、第五号及び第六号」に、「同条第二項第四号」を「同条第二項第一号」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第二十五条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第十一項中「信託業法（大正十一年法律第六十五号）第三条第二項ただし書」を「信託業法（平成十六年法律第一号）第十四条第二項ただし書」に改める。

第五十七条第二項中「銀行」を「金融機関」に改める。

第五十七条の五第一号中「信託会社」を削る。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第二十六条 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第一号中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務」を「信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務をいう。第五号において同じ。）」に改め、同項中第四号を削り、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 信託業法（平成十六年法律第 号）第二条第二項（定義）に規定する信託会社のうち、信託業務を専ら當む会社（以下「信託専門会社」という。）

六 従属業務又は金融関連業務を専ら當む会社（従属業務を當む会社にあつては主として当該信用協同組合連合会又はその子会社の當む業務のためにその業務を當んでいるものに限るものとし、金融関連

業務を當む会社であつて次に掲げる業務の区分に該当する場合には、当該区分に定めるものに、それぞれ限るものとする。）

イ 証券専門関連業務、保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも當むもの 当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等、保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ロ 証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれも當むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議

決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

八 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

二 保険専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの（イに掲げるものを除く。）当該会社の議決権について、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（保険子会社等及び信託子会社等を除く。）が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該信用協同組合連合会の信託子会社等が合算して、当該信用協